

## 所長宛に未払い賃金を請求!!

1月25日、大雪の影響により、新幹線に大幅な遅れが発生し、当日、新大阪から東京を一往復する日勤行路を担当し、東京に所定の到着予定の6時間以上遅れて到着し、休憩時間も与えられずに東京から新大阪に向かう下り列車を担当させられたA乗務員の当日の勤務内容は、地本情報「東海労関西2023年4月8日付け」で明らかにしました。

### 問題は次の1～3です!

1. 当日、朝の出勤9時30分から新大阪～東京～新大阪と一往復し、退出点呼20時52分まで一度も休憩時間を与えられなかったこと。(労基法34条-1項では「使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては45分、8時間を超える場合には1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない」・・・労基法第34条違反!

①【1時間の休憩時間分の賃金4,222円】

2. 東京到着後の時間から下り列車の発車までの労働時間である「折り返し時間」と「車看時間」の合計58分のはずが、26分しか与えられなかったこと。

②【58分のところ26分しか与えられず、差引して32分の賃金2,252円】

3. 退出点呼終了後に、1時間の待機を強要（仕事が終わっているのに、あたかも休憩時間を与えたかのような偽装工作）されたこと。

③【退出点呼後、強制待機された1時間分の賃金4,222円】

①+②+③=10,696円

以上の額をA乗務員は、2023年4月24日付け書面で、大阪第二運輸所小川所長に請求しました。

※書面到着後2週間以内に諸給与振込口座に支払うよう求めています!